

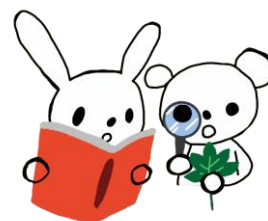
団体貸出のご案内

団体貸出制度は、中央図書館が所蔵する資料を子ども読書活動の推進に関わる団体などに貸し出し、子どもたちの読書習慣、調べ学習の向上に寄与しようとする制度です。

- 貸出冊数 貸出対象の本・紙芝居あわせて **15冊** (紙芝居は5点まで) NEW!
- 貸出対象資料 児童書・絵本・大型絵本・紙芝居・大型紙芝居・外国語絵本・洋書
(エプロンシアターやパネルシアター、交流館の本は貸出不可)
- 貸出期間 **1か月** (継続貸出不可)
- 貸出方法 ①中央図書館の対象資料の中から借りたい資料を選ぶ
②中央図書館4階総合案内、団体貸出専用カウンターで手続き
(自動貸出機による貸出は、不可)
※本を入れる箱(袋)、台車等を、各自でご用意ください。
- 返却方法 交流館窓口または、中央図書館団体貸出専用カウンターで返却
(中央図書館1・3・5階の返却ポストは利用不可)

団体貸出利用上の注意事項

- ① 同じ書名の本を複数借りることはできません。
- ② リクエストや予約はできません。
- ③ 各家庭への貸出はできません。
- ④ 団体利用カードでの個人的な資料の貸出はご遠慮ください。



本や貸出カード等を紛失、破損、汚損したとき

- ① 本が、破損・汚損した場合は、補修せずに、中央図書館4階総合案内でその旨を伝えてください (交流館窓口は不可)。
- ② 本を紛失した場合は、まず、中央図書館の団体貸出担当者に電話で連絡をしてください。その後、紛失届を提出し、紛失した本は、同じ本を弁償 (本が絶版等で購入不可の場合は同等本) していただきます。
- ③ 団体利用カードを紛失した場合は、再発行をします。中央図書館の団体貸出担当者に、電話で連絡をしてください。

【問合せ先】 豊田市中心図書館 電話 32-0717

FAX 32-4343

担当：中村・古田